

市内公共施設等における ドローン使用に関するガイドライン

令和7年2月

上野原市

1 ガイドラインの主旨

市内公共施設等におけるドローン使用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、昨今のドローンその他の無人航空機（以下「ドローン」という。）の利活用の広がり背景として、ドローン操作の講習会や練習場所など、市内外の人が市内公共施設のうち指定された施設等を利用する場合に、航空法、上野原市行政財産使用料条例及び上野原市学校施設及び公民館使用に関する使用料条例等の関係法令に基づき、適切な運用を行うために必要な事項を定めたものです。

ドローンは室内外、主に上空を飛行する物体であり、落下や衝突等による人、建築物の損傷の危険性を含んでいるものであることを踏まえ、施設を占有して利用（貸切り）すること等の条件の下で使用していただく必要があります。

公共施設等の保全と利用者、来館者等への安全確保にご理解をいただき、ガイドラインを遵守した施設の利用をお願いいたします。

2 ガイドライン対象施設（対象区域）

- （１）上野原市営運動施設条例に規定される施設
- （２）閉校小・中学校（校舎・体育館・グラウンド）

※上記以外の施設は原則許可しない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

3 ドローン使用上のルール

- （１）ドローンの機体に関する条件（様式第１号で確認）

機体については、航空法等の関係法令に定められた基準を遵守するものであること。

- （２）操縦者の技能等（様式第１号で確認）

- ①機体重量が１００g未満の機体を使用する場合

- ・安全に配慮した飛行ができる。

- ②機体重量が１００g以上の機体を使用する場合

- ・国土交通省航空局が定める「無人航空機操縦者技能証明」を受けている。

- ・ドローン講習会などで操作経験が浅い者が操作する場合、上記「無人航空機操縦者技能証明」を受けている操作指導者の指示等によって対応できる。

- （３）安全対策に関する事項

- ①夜間飛行やイベント上空飛行など航空法上の国土交通大臣の許可等が必要な飛行を行う場合は、許可・承認書の写しを提出するとともに、飛行当日は、許可・承認証を携帯し、十分な安全対策を講じた上で飛行させること。

- ②実証実験等比較的大規模に行われ、緊急時に周囲への影響が懸念される飛行等を実施する場合は、飛行中の注意喚起や許可を受けての飛行である旨の周知を行うこと。

- ③写真や動画を撮影する場合、被撮影者のプライバシーや肖像権等に配慮するとともに、被撮影者の同意等は申請者（撮影者）において責任をもって対応すること。

- ④総務省が公表した「『ドローン』による撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン（平成27年9月）」に示されている注意事項に留意すること。
- ⑤飛行当日、操縦者がアルコールを摂取した状態や体調不良など正常な操縦ができない状態での飛行は禁止する。

（４）施設屋内での飛行条件

飛行を許可する施設及び飛行空間は、次の通りとする。

- ①施設の全面を貸し切って使用すること。
- ②墜落や衝突などにより床面など施設に損傷が生じないように、必要に応じて安全措置を講じること。
- ③操縦者は、常に飛行空間を認識し、飛行速度を抑え、墜落、人や物への衝突を回避するよう細心の注意を払い飛行させること。
- ④必要に応じて操縦者以外の監視者を置き、飛行範囲の監視や周辺状況の管理等を行うこと。

（５）屋外の管理区域内での飛行条件

飛行を許可する施設及び飛行空間は、次の通りとする。

- ①施設の全面を貸し切って使用すること。
- ②操縦者は、常に飛行空間を認識し、飛行速度を抑え、墜落、人や物への衝突を回避するよう細心の注意を払い飛行させること。
- ③必要に応じて操縦者以外の監視者を置き、飛行範囲の監視や周辺状況の管理等を行うこと。
- ④駐車場での飛行は認めない。
- ⑤ドクターヘリの接近及び離着陸時、災害発災時等においては直ちにドローンの飛行を中止し、当該対応を最優先とすること。

4 賠償責任保険（損害保険）等への加入義務

ドローンの飛行・落下等による事故に対応するため、次のいずれかに該当する場合は人や施設・物に対する賠償責任保険への加入を義務付ける。保険加入を確認するため保険証書の写しを提出すること。

- （１）実証実験等比較的大規模に行われ、緊急時に周囲への影響が懸念される場合
- （２）実証実験以外で、国への承認が必要な飛行を実施する場合
- （３）その他、施設管理者が必要と認めた場合

5 事故及び重大インシデント発生時の対応

- （１）人命救助を最優先とし、状況に応じて速やかに対応すること。また、施設管理者へ報告すること。
- （２）警察、消防、国土交通省等への報告義務案件は速やかに報告すること。

- (3) 施設や物（備品類）の損壊、紛失等については、原状回復を行うこと。
- (4) プライバシーの侵害、接触事故などドローン飛行に起因するトラブルへの対応について、届出者が責任をもって対応すること。市は一切の責任を負わない。

6 施設の利用とドローン使用に係る届出書の提出

(1) 施設予約・申込み方法

施設使用申請窓口（産業振興課）を通じて、利用しようとする施設の空き状況を確認するとともに、利用内容に関する事前協議を行った上で、必要書類等を提出すること。

(2) 必要書類

- ①ドローン等の飛行に係る届出書（様式第1号）
- ②必要に応じて、賠償責任保険等の保険証書の写し
- ③必要に応じて、国土交通大臣の許可・承認書、技能証明等の写し
- ④その他、市が必要とする書類

(3) 利用料金

上野原市行政財産使用料条例／上野原市学校施設及び公民館使用に関する使用料条例の別表2のとおり

7 ガイドラインに定めない利用について

専門的かつ高度な技術を有する事業者等が、様々なドローンの機能向上、技術開発や実証試験等を目的とする場合など、本ガイドラインによらない利用を希望する場合は事前に個別協議の上、利用の可否を決定する。

8 ガイドラインの更新について

本ガイドラインは、施設の利用実態に応じて随時見直しを行う。施設を利用する際には、常に最新版ガイドラインを確認すること。

9 本ガイドライン及び施設使用に関する問合せ先

上野原市役所

〒409-0192 山梨県上野原市上野原 3832

<https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/>

【ガイドラインについて】

財政経営課 公共施設マネジメント担当

TEL:0554-62-3118 FAX:0554-62-5333

【施設使用申請窓口】

産業振興課 商工観光担当

TEL:0554-62-3119 FAX:0554-62-5333

(様式第 1 号)

ドローンの飛行に係る届出書

令和 年 月 日

1 届出者

氏 名

住 所

電 話

携 帯

私は、市内公共施設等においてドローンを飛行するにあたり、航空法、上野原市行政財産使用料条例等関係法令、市内公共施設等におけるドローン使用に関するガイドラインの内容を遵守して安全に飛行させることを届けます。

なお、当該飛行を原因として施設内で事故、重大インシデント等が発生した場合は、届出者が一切の責任を負うことを承諾します。

2 飛行の内容

(1) 飛行の目的

(2) 飛行の日時 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

(3) 使用する屋内屋外施設

3 ドローンの機体に関する確認事項 (☒)

☐ 使用する機体は、航空法等に定められた基準を遵守している。

☐ (使用する機体が 1 0 0 g 以上の場合) 使用時までには国土交通省への機体の登録が完了している。

4 操縦者の技能等に関する確認事項 (☒)

(1) 100g未満の機体を使用する場合

☐安全に配慮した飛行ができる。

(2) 100g以上の機体を使用する場合

☐国土交通省航空局が定める「無人航空機操縦者技能証明」を受けている。

☐ドローン講習会などで操作経験が浅い者が操作する場合、上記「無人航空機操縦者技能証明」を受けている操作指導者の指示等によって対応できる。

5 安全対策に関する確認事項 (☒)

☐操縦者が体調不良、アルコールを摂取しているなど正常な状態ではない場合は、ドローンを操縦しない。

6 必要な書類を添付 (☒)

☐賠償責任保険等の保険証書の写し (必要に応じて)

☐技能証明等の写し (必要に応じて)

☐国土交通大臣の許可・承認書 (必要に応じて)

承認が必要な飛行種類 (具体的に)